

実費徴収に係る補足給付事業について

【事業の概要】

新制度に移行していない幼稚園へ支払った給食費のうち、副食費(おかず等)を払い戻しする事業です。

1. 対象者

下記①・②のいずれかに該当する施設等利用給付認定を受けている子ども。

①市町村民税所得課税額が 77,101 円未満世帯のこども(世帯年収 360 万円未満相当)

②所得にかかわらず、小学生 3 学年修了前の子から数えて第 3 子目以降の子が幼稚園に在籍している世帯。

例)小学 5 年生(対象外)・小学 3 年生(第 1 子目)・小学 1 年生(第 2 子目)・幼稚園生(第 3 子目:対象)

2. 給付対象経費

幼児教育中に給食費として支払った費用のうち副食費として支払った金額

※副食費とは、主食(米・麺・パン)費以外のすべての食品となります。

※預かり保育中の副食費・おやつ代は対象外です。

3. 補助基準額(上限額)

対象世帯に属する児童一人当たり 4,900 円(月額上限)

・1 年間該当世帯の場合 → $4,900 \text{ 円} \times 12 \text{ カ月} = 58,800 \text{ 円}$

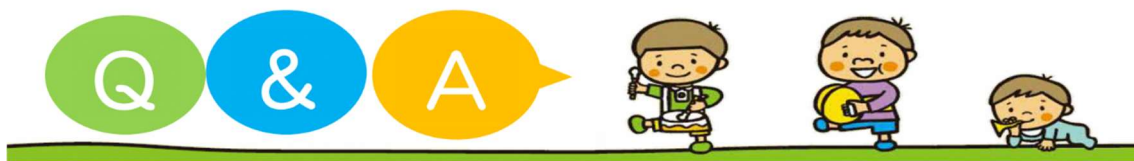
・前期副食費(4～8 月)該当世帯の場合 → $4,900 \text{ 円} \times 5 \text{ カ月} = 24,500 \text{ 円}$

・後期副食費(9～翌年 3 月)該当世帯の場合 → $4,900 \text{ 円} \times 7 \text{ カ月} = 34,300 \text{ 円}$

4. 給付の額

【(3)で算出した補助基準額】と【対象経費(実際に実費で支払った額)】を比較していずれか低いほうの額

上記内容に係る Q&A に関しては次のページをご確認ください。



Q1. 市町村民税額はどのように確認できますか？

A1. 「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」や「市民税・県民税納税通知書」などの通知著もしくは課税年の 1 月 1 日時点に住所登録のある市町村から「所得課税証明書」を取り寄せることで確認できます。

国外居住していた方および軍人・軍属の方は、2023・2024 年中の収入が確認できる書類の提示が必要です。

Q2. 令和 6 年度(2023 年中)の課税額は 0 円だったが、令和 7 年度(2024 年中)の課税額が 80,000 円だった場合、副食費の補助が受けられるのは、何ヵ月分ですか？

A2. この場合、課税額が 77,101 円未満の年度分のみ補助対象となるため、前期(4～8 月)5ヵ月分について副食費の補助を受けることが可能です。

年	令和 7 年									令和 8 年		
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
課税年度	前期副食費（令和 6 年度の課税額で算定）					後期副食費（令和 7 年度の課税額で算定）						
収入	（令和 5 年 1 月～12 月の収入に基づき課税）					（令和 6 年 1 月～12 月の収入に基づき課税）						

Q3. 父と母どちらの税額で判定するのですか？

A3. 両方の税額を合算します。片親が軍人・軍属の場合は W-2 等の提出、片親が単身赴任等で市外に住所がある場合は、課税証明書の添付が必要です。

税額が確認できない場合は、補助対象外となります。

Q4. いつ頃口座に振り込まれるのですか？

A4. 補助の支給が決定した方につきましては、R8 年 5 月を予定しています。

Q5. 預かり保育に係るおやつ代も対象となりますか？

A5. 教育時間の副食費が対象ですので、預かり保育に係るおやつ代は対象外です。

Q6. 給食費全額が補助されるのですか？

A6. 全額ではなく、主食費(米・麺・パン)を除く、副食費(主食費以外)に係る部分が対象となります。

※ただし、補助上限額は 4,900 円(月額)となります。

【申請の流れ】

(1) 申請書提出

●保護者が準備する書類

①実費徴収に係る補足給付費支給申請書兼口座振替依頼書(様式第 1 号)

※申請者と口座名義人が異なる場合は、「委任状」欄の記載を忘れずに。

②キャッシュカードまたは通帳のコピー

※[金融機関名・支店名・口座番号・振込先口座名義人]の確認用

●各園が準備する書類（保護者へお渡し、または①、②を受け取りまとめて市に提出）

(ア) 実費徴収額証明書(様式第 2 号)

※市へ直接提出の場合、(ア)を施設へ依頼後、受取り、提出してください。

※各園で取りまとめて提出していただける場合は、(ア)を施設へ依頼時に上記①、②をあわせてお渡しください。

(2) 支給の決定等……………市から保護者へ通知

▶実費徴収に係る補足給付費支給決定通知書(様式第 3 号)により通知

※偽り、不正が発覚した場合、支給の一部または全部が取り消しとなり、返還となります。

(3) 支払い……………市から保護者または施設へ支払い

・様式第 1 号に記載のある口座へ支払い

申請書記入例

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

実費徴収に係る補足給付費支給申請書兼口座振込依頼書

うるま市長 様

申請者（認定保護者）

住 所 うるま市みどり町 1-1-1

氏 名 うるま 花子

電 話 △△△-×××-〇〇〇

うるま市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱第7条の規定により支給の申請をします。なお、支給決定となった場合には、指定口座に振り込むようお願いします。

対象乳幼児	氏名	生年月日	利用施設名
	うるま 太郎	令和4年6月10日	うるまこども園
		年 月 日	
		年 月 日	

該当する理由に☑をしてください。

申請内容	日用品、文房具等に要する実費徴収額 (第3条第1項)	副食費に要する実費徴収額 (第3条第2項)
申請理由	☐ 生活保護受給世帯	☒ 市民税所得割額77,101円未満の世帯
	☐ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に定める支援給付受給世帯	☐ 同一世帯に小学3年生修了前の子が2人以上いる世帯 ☐ その他これらに準ずる世帯
同意・委任事項	・受給資格確認のため、申請者及び世帯員に係る生活保護受給の状況について、市が調査することに同意します。 ・実費徴収に該当する費用について、申請者に代わり利用施設等の運営法人による支払いがあったときは、利用施設等の運営法人に対し、市が補助対象額を支払うことに同意し、委任します。 令和 年 月 日 申請者署名 うるま 花子	

振込口座	金融機関名	うるま銀行	支店名	みどり町支店
	口座番号	0123456	口座種類	普通 当座
	フリガナ 口座名義人	ウルマ ハナコ うるま 花子		

※申請者と口座名義人が異なる場合は、下の「委任状」欄を記入すること。

委任状	
私（申請者）は、うるま市から支払われる実費徴収に係る補足給付費の受領に関する権限を次の者に委任します。 年 月 日 委任される者の住所 申請者（手続きをする方）と 委任される者の氏名 振込先の名義人が異なる場合のみ記入。	

施設作成書類 記入例

様式第2号（第 7 条関係）

年 月 日

実費徴収額証明書

うるま市長 様

施 設 名： うるまこども園
施設長名： うるうらら

下記の対象乳幼児につきまして、うるま市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱第 3 条に規定する日用品・文房具等に要する費用又は副食費に要する費用について、次のとおり証明します。

対象乳幼児名	うるま 太郎	生年月日	令和4年6月10日
--------	--------	------	-----------

		施設立替分		保護者支払い分	
		日用品、 文房具等	副食費	日用品、 文房具等	副食費
支給対象となる 実費徴収額の内訳	4 月	円	円	円	2,500 円
	5 月	円	円	円	2,500 円
	6 月	円	円	円	2,600 円
	7 月	円	円	円	2,700 円
	8 月	円	円	円	2,500 円
	9 月	円	円	円	2,300 円
	1 0 月	円	円	円	3,200 円
	1 1 月	円	円	円	3,000 円
	1 2 月	円	円	円	3,500 円
	1 月	円	円	円	3,400 円
	2 月	円	円	円	3,000 円
	3 月	円	円	円	3,000 円
	合計額				34,200 円

※ この証明書は、対象乳幼児ごとに作成してください。
※ 施設が認定保護者から徴収した費用及び立て替えた費用について記載してください。